

つがる市の農業を応援します

つがる市農業振興事業

事業内容

(1) 農業機械・施設導入等事業

- ①国・県の補助事業で補助対象となっていない機械・施設導入経費および更新する経費の確定額の4分の1以内(限度額100万円)を助成します。
- ②国・県の補助事業で補助対象となっていない農業に関する資格取得費(更新を除く)および組織活動費の確定額の2分の1以内(資格取得費は限度額20万円、組織活動費は限度額15万円)を助成します。

(2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

つがる市農業振興地域内の農用地区域内に水稻、畑作物、野菜、花き、果樹等が作付されている農地に地力増進を図るため投入した堆肥・粉炭購入費の確定額の2分の1以内(限度額10万円)を助成します。

補助対象事業主体

(1) 農業機械・施設導入等事業

農業を営む農業者5戸以上で構成された組織。ただし、共同防除組織にあっては、既存組織の再編を条件とします。

(2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

ブランド農産物認定農業者およびブランド農産物認定を目指す農業者(事業実施年度4月1日現在において市税に滞納がない者に限る)および農業集団(農業を営む農業者5戸以上で構成された組織)

事業実施期間 平成23年度から5年間

申請受付期間 平成25年度実施分は、4月12日から5月31日まで

- 留意事項**
- ①補助対象については、事前にご相談ください。
 - ②交付年度内に事業を完了してください。
 - ③補助金の交付決定前に発注したものは、対象となりません。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線411)



農業委員会からお知らせ

●農地を農地以外に転用する場合は許可が必要です。

農地を宅地や資材置場、砂利・土採取など一時的な場合も含めて、農地以外に利用する場合は許可申請など手続が必要です。許可を受けずに農地の転用をした場合は農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

無断転用をした者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金。また、知事の原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金となっています。

農地の転用には法律により規制がありますので、転用する場合は事前に農業委員会へご相談ください。

●耕作放棄農地解消について

農地に雑草等が生い茂っている場合は周辺の農地等に悪影響を及ぼす可能性がありますので、早急に適正な管理をしてください。なお、農地の貸付や売却等を希望する場合は農業委員又は農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

自分で野菜を作ったり花を植えてみませんか 「ふれあい農園」利用者募集

市では、ふれあい農園を設置しています。非農家の方で野菜、花き等を自分で作付する方を募集します。

- 場 所 森田町大館八重菊地内の森田集落農園内
- 利用期間 5月～11月末
- 区画面積 1区画36㎡(約11坪) ※全44区画(農地は耕起後貸し出し)
- 利 用 料 1区画3,600円(何区画でも可)
- 対 象 者 非農家の方に限ります(市内、市外不問)
- 主な設備 駐車場、貸し農具(クワ、スコップ、ジョウロ)、
屋内休憩所(トイレ、シャワー完備)、広場、給水施設など
- 申込方法 4月15日(月)～4月22日(月)に印鑑持参のうえ農林水産課へお越しください。
(申込多数の場合は抽選。空きがある場合は申込期間後も随時受付します)



【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線417)

農家の皆様へ「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」について

大豆・麦の生産拡大を総合的に支援します。

対象	要件	補助率
無人ヘリ・栽培管理ビートル・施肥播種同時作業機	5戸以上の農業者による共同利用	2分の1以内
コンバイン・トラクター等 (作業場または施設に設置する乾燥機・選別機は該当しません)	リース 個人利用可	
3年後の目標作付面積(作業受託含む)が機械の能力に応じた規模まで拡大できることなどの条件があります。 (例) 5条刈自脱型コンバイン(刈取り能力15ha)の場合→3年後に小麦8ha、水稻7ha		

希望する農家を対象に説明会を開催します。※申込不要

●日時 4月23日(火) 10時30分

●場所 柏農村環境改善センター



【問い合わせ先】地域農業再生協議会(つがる市柏分庁舎水田農業対策係) 電話25-3911

人・農地プラン 集落座談会開催について

人・農地プラン作成に係る集落座談会を4月下旬以降開催します。日程・詳細については各農家宛に通知します。なお、人・農地プランおよび農地集積事業等についてのお問い合わせは随時下記にて受付しています。

【問い合わせ先】

つがる市柏分庁舎水田農業対策係 電話25-3911

出来島最終氷期埋没林への立入禁止のお知らせ

今年度、海岸線の浸食防止対策の一環として、国と県により出来島最終氷期埋没林付近の海岸線に消波ブロックを設置することになりました。つきましては、安全面を考慮して工事期間中(平成25年4月～8月)の埋没林への立入は禁止となりますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

農林水産課 電話42-2111(内線414)

市営住宅〈空家〉入居者募集

公営住宅

団地名	空家番号	所在地	建築年度	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
かしわ団地	62号	柏桑野木田 幾世35-8	H20	木造平屋建 2LDK	○	○	○	○	○	農集排	25,300～ 37,700

募集期間	平成25年4月12日(金)～4月22日(月)※入居可能予定日は5月下旬頃となります。
入居者資格	①世帯の収入が政令で定める収入基準であること。(政令で定める基準:月額158,000円以下) ②現に住宅に困窮していることが明らかな人であること。 ③税を滞納していないこと。 ④入居希望者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
必要書類	①入居希望申請書(市役所建築住宅課にあります) ②平成24年度所得証明書(入居者、同居者) ③全税目に未納がないことの証明書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ④入居(同居)予定者が現在居住している世帯全員の住民票 ⑤入居希望者または同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ⑥印鑑 ※申込者によりその他の添付書類が必要となる場合があります。
選考方法	応募書類を審査のうえ、5月中旬に選考予定。
その他	・選考された方は、敷金家賃3カ月分、連帯保証人2人が必要になります。 ・募集期間中に空家が発生した場合は、市ホームページに追加します。

【申し込み・問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2111(内線383・386)

自治会活動を応援します

平成25年度つがる市自治組織活動助成事業

自治会は、住みよい地域社会の実現に向け、地域全体のさまざまな課題を協働して解決していく組織であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものです。

この事業は、市民に最も身近な存在である自治会に対して市が財政的に支援し、住民活動の活性化を図ることを目的とするもので、平成23年度から27年度まで実施します。

補助対象団体 つがる市内に所在する自治会（町内会）

補助対象費用 ①備品等整備事業

自治会主催の行事や集会所等で使用される物品の整備費用（上限50万円）

例：発電機、エアコン、ストーブ、テレビ、刈払機、テント、冷蔵庫、掃除機など

②集会施設トイレ改修事業

自治会が所有し、または市から借受けして管理する集会施設トイレの水洗化・下水道接続・便器洋式化工事に要する費用（上限330万円。設計管理費用含む）

補助団体数 ①備品等整備事業：30団体（予定）

②集会施設トイレ改修事業：6団体（予定）

申請受付期間 随時（通年）受付します。

留意事項 ①事務手続きについては事前にご相談ください。

②物品の使用方法やその保管場所、改修する施設の土地所有者との間にトラブルが発生しないよう注意してください。

③年度内に事業を完了してください。

④助成額が上限に満たない場合、その差額分を再度申請することはできません。

⑤補助金の交付決定前に発注したものは対象となりません。

申請・相談窓口 総務課窓口において、事業概要並びに申請書及び添付資料の作成方法について説明しますので、お気軽にお越しください。



【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線344）

自治会長（町内会長）が交代した場合はお知らせください

市内の各自治会（町内会）において、総会などにより役員改選が行われ、会長が交代となった場合は、新会長の氏名、住所、電話番号をお知らせくださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】つがる市自治会連合会事務局（市役所総務課）電話42-2111（内線349）

「つがる市空き家等の適正管理に関する条例案」について意見をお寄せください

市では、市内に存在する空き家等の所有者に適正な管理を促し、市民の安全で安心な暮らしの実現を目的に「つがる市空き家等の適正管理に関する条例」の制定を進めています。条例案に対する皆様からのご意見を募集します。

●閲覧方法：市ホームページのほか、市役所総務課、稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所、柏分庁舎窓口
に条例案を提示します。

●募集期間：4月15日（月）～4月30日（火）

※詳細については市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線345）

住所が変わったら、住民異動の届出をしてください

- 届出人は本人または同一世帯員（同一世帯でない方が届出をする場合は、委任状が必要です）
- 届出人の本人確認をいたします（本人確認書類は、運転免許証・旅券（パスポート）・住民基本台帳カード・年金手帳・身障者手帳・保険証・預金通帳・身分証明書・社員証など）

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出場所
転入届 他市町村からつがる市へ住所を移したとき	転入した日から14日以内に	・印鑑 ・転出証明書（前住所地の市町村で発行したもの） ・住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・介護保険受給資格者証（該当者のみ）	市役所市民課 稲垣出張所 車力出張所
転居届 つがる市内で住所を移したとき	転居してから14日以内に	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード	
転出届 つがる市から他市町村へ住所を移すとき	転出する前に	・印鑑 ・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード	
世帯変更届 世帯主変更、世帯合併、世帯分離	変更があった日から14日以内に	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証	

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線262・265）

印鑑登録証交換のお知らせ

町村合併前の印鑑登録証（カード・手帳）は、すでに使用できませんので、お持ちの方は、つがる市の新カードに交換してください。

- 交換場所：木造・森田・柏地区→市役所市民課
稲垣地区→稲垣出張所
車力地区→車力出張所
- 持参するもの：旧町村で発行された印鑑登録証（カード・手帳）
- 交換期限：期限はありませんが、来庁の機会がありましたら交換してください。
※代理の方でも交換できます。
- 手数料：無料

【問い合わせ先】
市民課 電話42-2111（内線262・265）

住宅用太陽光発電設備 導入支援事業補助金のご案内

市では、二酸化炭素の排出を抑制し環境にやさしいまちづくりを推進するため、市民および市民となる方を対象に、その所有する住宅に太陽光発電システムを導入する場合の設置費用の一部を助成します。

申請受付期間：平成25年4月1日～12月27日

補助金額：1キロワット当たり3万円を乗じて得た額（上限12万円）とします。国の補助金（最大34万円程度）とあわせて活用できます。

申請書類等：企画調整課窓口および市ホームページからダウンロード可

注意事項：年間20件程を予定しておりますが、予算枠を超えた場合は申請を締め切ります。

※詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
企画調整課 電話42-2111（内線352）